

各種イベントにおける大声での歓声・声援がないことを前提としうる／想定されるものの例	
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援が想定されるものの例
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等） 歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲、等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
<b>演劇等</b>	<b>公演</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	キャラクターショー、親子会公演 等
<b>舞踊</b>	
バレエ、現代舞踊、民族舞踊、 等	
<b>伝統芸能</b>	
雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	
<b>芸能・演芸</b>	
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	
<b>公演・式典</b>	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント	

(注)上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを具体的に判断する必要がある。

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日改訂）、  
内閣官房通知「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）  
及び政府が示す各業種別ガイドライン等に基づき、実施事項内容表を作成しました。